

平成25年

春の全国交通安全運動

4月6日土～4月15日月

4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

運動の基本「子どもと高齢者の交通事故防止」

運動の重点

- 1 自転車の安全利用の促進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

二代目 滋賀県交通安全ふるさと大使
滋賀県出身の演歌歌手
みずき 舞さん



平成25年度の
滋賀県交通安全
スローガン

言われたい マナーがいいね 滋賀ナンバー
気付いてよ 横断歩道の 小さな手
走行中 片手にけいたい あっ! 危ない!!



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通政策課交通安全対策室 ☎077(528)3682

滋賀県交通政策課

検索

運動の基本



子どもと高齢者の交通事故防止



●子どもの交通事故防止

新入学時期の4月以降、子どもの交通事故が増加する傾向にあります。保護者の方は、子どもに「止まる。見る。待つ。」の指導を徹底しましょう。また、平成24年中、滋賀県内の子どもの交通事故で最も多かったのは、自動車同乗中でした。ドライバーは、子ども（同乗者）を守る安全運転をして下さい。



●高齢者の交通事故防止

平成24年中、滋賀県内では、交通事故により35人の高齢者(65歳以上)が、亡くなっています。高齢ドライバー(70歳以上の方)は、高齢運転者標識を使用し、無理のない運転をしましょう。また、夜間の外出時は、明るい色の服装で反射材を着用しましょう。

高齢運転者標識



運動の重点

自転車の安全利用の促進

～特に、自転車安全利用五則の周知徹底～

平成24年中、滋賀県内の自転車の事故は、1271件発生し、そのうち自転車に主な原因があった交通事故は、341件でした。

近年、「自転車の交通違反」や「自転車が加害者になる交通事故」が、大きな問題となっています。自転車は、「車両」です。自転車安全利用五則を守って安全運転をしましょう。

危ない運転になっていませんか？



●横断時、後方に車が！ ●前をよく見て！ ●きちんと一時停止して！

自転車安全利用五則

- 1 自転車は 車道が原則 歩道は例外
- 2 車道は 左側を通行
- 3 歩道は 歩行者優先で 車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもは ヘルメットを着用



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

平成24年中、滋賀県内で自動車乗車中の交通事故死者34人の内、シートベルト非着用者は14人で、そのうちシートベルトを着用していれば助かったと思われる方は10人に上ります。

出発前！必ず着用シートベルト・チャイルドシート！

滋賀県の運転席、助手席のシートベルト着用率は、ともに全国でワースト8位(【着用率】運転席96.7%、助手席91.1%)でした。

(*平成24年10月、警察庁、JAFの合同調査)



飲酒運転の根絶



平成24年中、滋賀県内で、飲酒運転による交通事故は、48件発生し、4人の方が亡くなっています。飲酒運転は犯罪です。社会全体で、飲酒運転できない環境を作りましょう。

	違反点数	罰 則
酒酔い運転 “  ”	35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	0.15以上0.25未満	

*上記0.25および0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)

飲酒運転を容認、助長する行為(車両提供罪、酒類提供罪、同乗罪)も処罰されます。

交通事故は、こんなに発生しています！

滋賀県では、1年間に1万人以上の方が、交通事故で死傷しています。交通事故は、命に関わる、最も身近な危険です。この機会に、「交通安全」について、もう一度、家族や職場などで話し合ひましょう。



平成24年中 滋賀県内交通事故発生状況

発生件数	8,071件
死者数	79人
負傷者数	10,419人